

青年就農給付金制度が 創設されました

平成24年度から国の事業で、青年の就業意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）および経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保することを目的に、新たな制度が創設されました。

●準備型

都道府県が認める都道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人などで研修を受ける就農者は、最長2年間、年間150万円の給付を受けることができます。

- 給付の主な要件（すべてを満たす必要があります）。
 1. 就業予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
 2. 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
 3. 研修計画が次の基準に適合していること
 4. 常勤の雇用契約を締結していないこと

●経営開始型

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付します。

- ※平成20年4月以降に独立・自営就農した方についても対象となりますが、給付は就農後5年度目まで。
- ※ただし、親元に就農する場合であっても、次の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。
- 給付の主な要件（すべてを満たす必要があります）。
 1. 就業予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
 2. 独立・自営就農であり、次のすべての要件を満たすこと
- 農地の所有権または利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主である
- 主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りている
- 生産物や生産資材などを給付対象者の名義で出荷・取引する
- 給付対象者の農産物などの売上げや経費の支出などの経営収支を、給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
- 3. 経営開始計画が次の基準に適合していること
 - ・ 独立、自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（加工品製造、直接販売、農家レストランなど）も含む）で生計が成り立つ表現可能な計画であること
 - 4. 市町村が作成する人・農地プラン（※1）に位置づけられていること（または、位置

在宅介護慰労金を支給します

7月31日現在を基準日として、満65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族の方のうち、次のすべての要件に該当する場合、介護慰労金（10万円）が支給されます。

なお、支給を受けるには申請が必要です。

- ▼支給要件
 - ・ 介護者および被介護者が市内に居住していること
 - ・ 介護者および被介護者が市内に居住していること
 - ・ 基準日より過去1年間、要介護

づけられることが確実であること）

- 5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国のほかの事業と重複受給でないこと

※1. 国の新規事業として、市が作成するもので、地域農業の

不動産公売に参加してみませんか

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産を公売します。

▼日時：9月4日（火）午後0時50分から

▼場所：茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1丁目3番1号）

▼公売対象不動産

4または5と認定されている方

・ 基準日より過去1年間、介護保険サービスを利用していない方（1週間までのショートステイの利用を除く）

・ 介護者および被介護者が市民税非課税世帯であること

▼申請期間：8月1日（水）～31日（金）（土、日を除く）

あり方や地域の中心となる経営体を定めるもの。

なお、給付要件については今後変更になる場合もありますので、随時お問い合わせください。

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎ 58-2111（内線8156）

○売却区分番号：24・31／見積価格：603万円／公売保証金：61万円

・ 土地：寺畑字西郷40番1／宅地／760.60㎡・建物：寺畑字西郷40番1／居室／木造

瓦ぶき2階建／床面積：1階98.53㎡、2階62.10㎡・附属建物：車庫／軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家屋建／床面積：33.00㎡

○売却区分番号24・32／見積価格：193万円／公売保証金：20万円

・ 土地：寺畑字西郷39番／山林／618㎡

※中止になる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

問 茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221

伊奈庁舎収納対策室 ☎ 58-2111（内線1141）

58 申問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎ 2111（内線1173）